足監査公表第 1 号 令和元(2019)年7月10日

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岡本篤典

足利市監査委員 岡部記和

足利市監査委員 荻原久雄

記

- 1 監査の種類 定例監査 (出先機関等監査)
- 2 監査実施日 令和元年5月31日
- 3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた必要事項を記載した監査資料について内容調査し、現地査察を行うとともに、関係職員に対する質問等により実施した。

4 監査の対象及び結果

監査の対象	監 査 結 果
織姫公民館	財務(公有財産の維持管理、物品の保管及び現金の出納保管)
	に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めら
	れた。
行政サービスセンター	財務(公有財産の維持管理、物品の保管及び現金の出納保管)
	に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めら
	れた。

5 意見・要望

織姫公民館では利用者団体連絡協議会等3団体について、預金通帳及び印鑑を保管して会計 事務を行っていた。関係団体への関与は必要最小限にとどめると共に、預金通帳及び印鑑の保 管管理を厳正に実施されたい。

行政サービスセンターでは現金の取り扱いは適切に実施していたが、従事職員の業務理解促 進及び事故防止のため、取り扱い手続のマニュアル化を検討されたい。